

福島区人権行政推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、区政運営を人権尊重の視点から推進していくことを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、福島区人権行政推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、全課長及び担当課長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進委員会は、委員長が委員を招集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に推進委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、企画総務課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日一部改正）

（平成24年8月1日一部改正）

（平成27年4月1日一部改正）